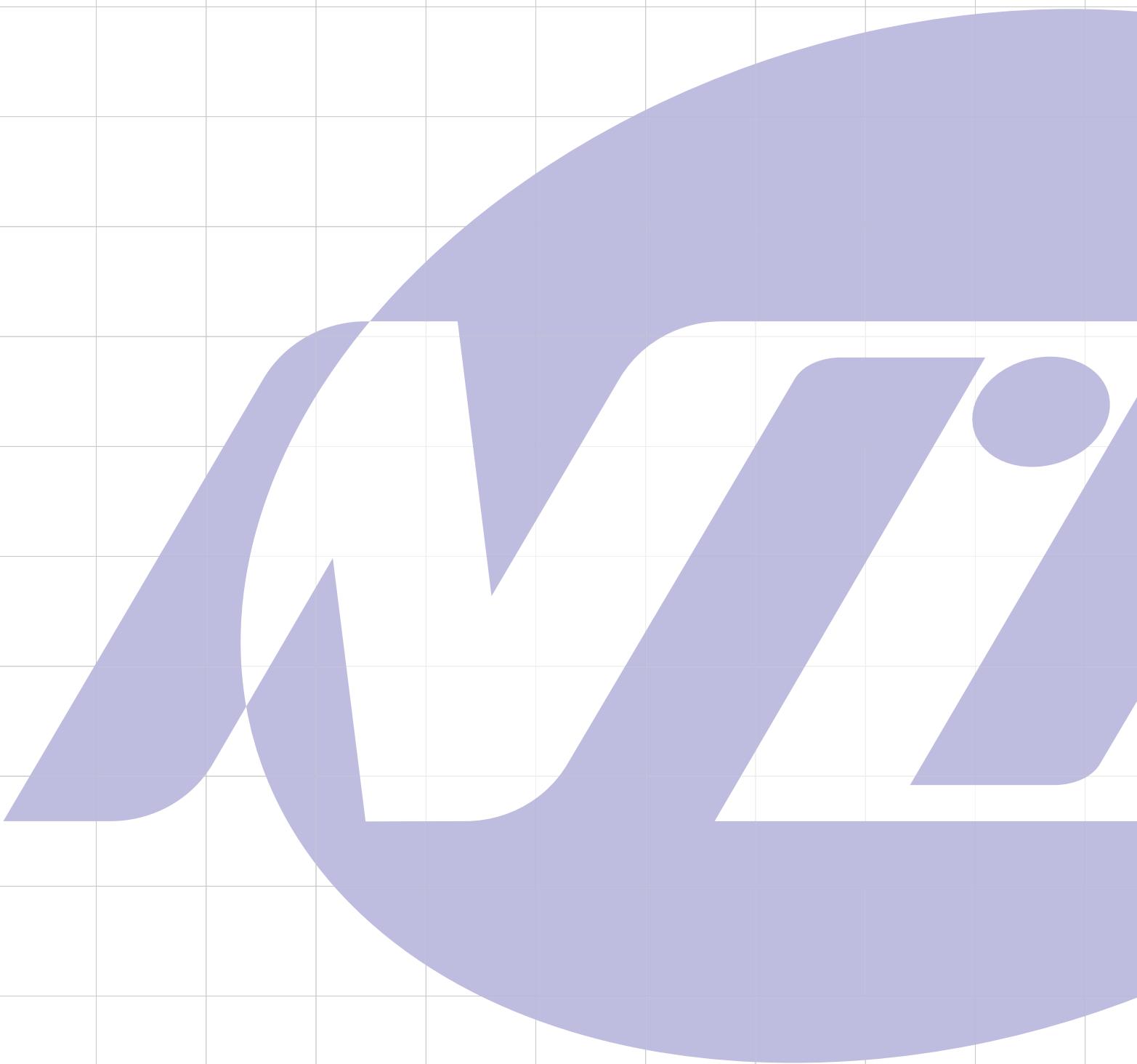


改訂:平成28年9月16日(制定:平成8年2月27日)

NIF機能性表示マーク

管理規定／申請・許諾に関する細則



一般社団法人
日本インテリアファブリックス協会

NIF機能性表示マーク 管理規定

目的

第1条 1. 本規定は、法律等で定められた指定表示及び表示事項等を補充するため機能性を付与したインテリアファブリックス製品（以下「製品」という）の機能に関する表示の適正化のため、NIF機能性表示マーク（以下「マーク」という）を定め、機能性を付与した製品にマークの表示を推進することによって、消費者の製品選択の利便を図るとともに、製品の信頼性の高揚を図ることを目的とする。

定義

第2条 1. この「マーク」とは一般社団法人日本インテリアファブリックス協会（以下「NIF」という）の定める判定基準を満たし幹事会の承認を得たものとする。
2. 機能別対象製品は下記表の通りとする。

■対象製品

機能性表示マーク	対象製品
 遮光	カーテン、布製ブラインド
 防炎	カーテン、布製ブラインド、絨木・すだれ、アコードィオンドア、カーペット
 制電	カーテン、布製ブラインド、カーペット
 ウォッシャブル	カーテン、布製ブラインド、椅子張り地
 はっ水	カーテン、布製ブラインド、テーブルクロス、ベッドスプレッド、椅子張り地
 遮熱	シアーカーテン、スクリーン
 UVカット	シアーカーテン、布製ブラインド

注)・ローマンシェードはカーテンに含む。

- ・ロールスクリーン、プリーツスクリーン、バーチカルブラインド等は布製ブラインドに含む（樹脂加工品も対象とする）
- ・その他の製品で対象範囲かの判断は情報活用推進委員長が行う。

商標登録

第3条 1. マークは、その商品が属する指定商品区分ごとに商標権を得るものとする。
2. 商標登録申請人及び商標登録名義人は一般社団法人日本インテリアファブリックス協会とする。

表示基準、試験方法及び判定基準

第4条 1. 表示基準、試験方法及び判定基準は「NIF機能性表示マークの表示基準、試験方法及び判定基準」に定める。

マーク、 試験方法等の 変更

第5条 1. マークデザイン、マーク対象製品、表示基準、試験方法、判定基準を改定する時は原案を情報活用推進委員会が作成し、幹事会の承認を得るものとする。

使用許諾

第6条 1. 表示者は「NIF機能性表示マーク使用許可申請書・許諾書」によりNIFの承認を得るものとする。
2. 許諾の有効期間は許諾日より3年間とする。
3. 表示者はNIFに対し別に定めるマーク使用料を支払うものとする。

表示者の責務

第7条 1. 表示者はマークの使用上の全ての責任を負うものとする。
2. 表示者は承認を受けた事項及び承認の際付与された事項を遵守する。
3. 情報活用推進委員長は表示者に対し当該製品の試験データ、マークの使用状況、再検査による報告及び立ち入り調査等を命じることが出来るものとする。

不正使用等の 処置

第8条 1. 情報活用推進委員長は、表示者のマークの不正使用及びその疑いを知った時、当規定の第7条3項により必要な処置を行うものとする。
2. 情報活用推進委員長が表示者の不正使用を確認した時は、情報活用推進委員会を開催しその処置案を協議する。
承認の取消し等重大な内容の時は、幹事が処置する。处分が改善勧告等軽微な内容の時は情報活用推進委員長が処置するものとする。
3. 情報活用推進委員長は、処分案を作成する時その関係者に弁明の機会を与えることができるものとする。
4. 表示者は、幹事会のいかなる処置にも従うものとする。

統 括

第9条 1. 情報活用推進委員長が本規定を統括する。
2. 庶務は事務局が行うものとする。但し、必要に応じ情報活用推進委員長または会長の承認を得るものとする。

改 訂

第10条 1. 本規定の改訂を行う時は、情報活用推進委員会が原案を作成し、幹事会の承認を得るものとする。
2. 日本工業規格(JIS)等の公的基準が変更になった場合は、その施行日からその基準に合わせるものとする。

付 則	制定	平成 8年2月27日	第12回理事会承認	改訂	平成19年9月26日	第54回理事会承認
	改訂	平成 8年8月27日	第14回理事会承認	改訂	平成25年3月14日	第77回理事会承認
	改訂	平成 9年2月25日	第15回理事会承認	改訂	平成26年9月19日	第83回理事会承認
	改訂	平成 9年8月26日	第16回理事会承認	改訂	平成28年9月16日	第90回理事会承認
	改訂	平成11年8月24日	第23回理事会承認			

NIF機能性表示マークの申請・許諾に関する細則

- 1 申請者** 一般社団法人日本インテリアファブリックス協会(NIF)の正会員、賛助会員及び幹事会の承認を得たものとする。
- 2 申請条件** 「NIF機能性表示マーク管理規定」に適合している事。
- 3 申請方法** 「NIF機能性表示マーク使用許可申請・許諾書」(原本送付)及び「製品番号別使用マーク一覧表」をメール添付にて提出。(送付先:voc@nif.or.jp)
- 4 申請単位** 原則として申請は見本帳単位とし、申請時期は見本帳の発行時とする。
ブック1…マーク使用許諾済み見本帳から抜粋し同じ製品番号で構成された見本帳は届け出のみ。
ブック2…マーク使用許諾済み見本帳から抜粋し別の製品番号で構成された見本帳は届出のみとするが「製品番号対照表」を提出する事。
ブック3…マーク使用許諾済み見本帳に一部でも追加の製品番号がある見本帳は新たな申請が必要となる。
-
- ```
graph LR; A[認定済見本帳
(製品番号を登録)] --> B[ブック1
製品番号が同じ]; A --> C[ブック2
製品番号が違う]; A --> D[ブック3
一部追加がある]
```
- 〈見本帳以外に使用する場合〉  
・パンフレット、プライスカード、Net販売、ホームページ等に使用する場合は都度対応とする。  
・有効期間の3年以内に表示、販売が終了した時は届出が必要。
- 5 有効期間** 有効期間を3年とし、更新の場合は新たに申請を行わなければならない。
- 6 マーク使用料** •申請見本帳等の製品番号数が99点以下 10,000円/マーク  
•申請見本帳等の製品番号数が100点以上 15,000円/マーク  
•当該年度のマーク使用料合計上限(超えた場合、超過分の使用料は免除される) 25万円